

保育所等の利用料の誤りについて

保育所等の利用料は市民税額（所得割額）を基に算定していますが、一部の利用者の利用料が本来よりも高い金額で算定されていることが判明しました。

これは、利用料を算定する際に、本来反映すべき税額控除のうち「所得割の調整額」の控除を反映していなかったため、調整額の控除がある家庭の児童の利用料が、本来の利用料よりも高い金額で賦課されていたことによるものです。

対象となった児童の保護者様には経緯をご説明しお詫びをするとともに、その差額について本市から返金をいたします。

このように不適切な事案があったことについて、保育所等をご利用いただいている皆様に対し、深くお詫び申し上げますとともに、再発防止の徹底を図ります。

○ 利用料算定に用いる市民税（所得割額）の算定方法

(正) $\text{課税標準額} \times \text{市民税率 (6\%)} - \text{①調整控除額} - \text{②所得割の調整額}$

(誤) $\text{課税標準額} \times \text{市民税率 (6\%)} - \text{①調整控除額}$

① 調整控除額: 平成 19 年度に実施された国から地方への税源移譲に伴う所得割額の税率変更によって、所得税と市民税の控除額の差を調整する措置。

② 所得割の調整額: 非課税基準の金額を若干上回る所得を有する者の税引き後の所得金額が、非課税基準の金額を下回ることのないよう税額を減ずる調整措置。

※利用料算定においてその他の税額控除（住宅ローン減税等）は算定対象となりません。

1 経過

日 付	内 容
26 年 4 月～27 年 3 月	子ども・子育て支援新制度（27 年 4 月施行）では、従来「所得税額」をもとに算定していた利用料が「市民税所得割額」をもとにした算定に改められるため、これに対応するシステムを開発していた。 システムは、国の FAQ において所得割の調整額は控除対象と明示されておらず、所得割の調整額の控除を反映しない仕様で開発をした。
27 年 3 月 31 日	内閣府令で所得割の調整額の控除を反映することが示されたが、当時の担当者は「所得割の調整額」と「調整控除」を混同して認識していたため、システムを修正して反映する必要があることに気が付かなかった。
27 年 4 月～	所得割の調整額の控除を反映しないまま、利用料算定を開始した。 この間に、他都市において同様の利用料算定誤りが発生し報道発表が行われているが、担当者は誤った認識のまま、修正すべきことに気が付かなかった。
28 年 9 月	保護者から利用児童の利用料について問い合わせ※があり算定誤りが判明し利用料を修正した。 ※「自身の認識している税額と市からの通知書に記載のある税額が違う」 担当係長から課長へ算定誤りがあり、原因調査を開始することを報告した。 課長は上司に報告せず、その後の対応は担当係長に任せていた。
28 年 9 月～29 年 1 月	担当係長が原因の特定とシステム改修内容を検討していた。

29年1月	別の利用児童の利用料について同様の算定誤りが判明し、利用料を修正した。
29年1月～3月	システム改修を実施していた。 3月末の時点で、担当係長から課長へこれまでの経過を報告した。 課長は、担当係長に対象児童、影響額の特定及び今後の返金方法の検討を指示した。
29年4月	担当係長が、利用料算定をした児童のうち所得割の調整額のある児童を調査した。 さらに、担当係長は所得割の調整額のある児童のうち、利用料が変更となる児童の特定をしようと試みたが特定できなかった。 この間に、3度、課長から担当係長に状況報告を求めるとともに対応を急ぐことを指示していた。
29年4月27日	課長が担当係長に、別の係長へ対応を引き継ぐことを指示した。
29年5月11日	事案を引き継いだ係長が課長に相談し、対象児童の特定と修正を区に依頼することとした。
29年5月15日～	改修したシステムの運用を開始した。 各区に対し、所得割の調整額のある児童のうち、利用料が変更となる児童の特定と利用料の修正を依頼した。 課長と引き継いだ係長から部長に事案と対応状況を報告した。

2 原因と対応の問題

システムの開発担当者は「所得割の調整額」と「調整控除」を混同して認識していたため、内閣府令が示された時点や他都市で同様の算定誤りが報道された際にも、誤りに気付くことがありませんでした。

さらに、28年9月に算定誤りが判明した際には、他の児童にも同様の算定誤りが生じていることや、新たに保育所等を利用される児童への拡大を想定し、緊急に対策を講じるべきでしたが、これを所管する課長及び担当係長は事態の重大さの認識を誤り、事案の組織共有を図らずに所管課内での対応策の検討やシステム改修、対象児童の抽出等に日時を費やしました。このため、市民の皆様への被害を拡大させる結果となりました。

3 影響範囲

(1) 対象期間 平成27年4月～平成29年5月※

※ 平成29年5月15日から正しい計算式でシステム運用を開始しています。

(2) 対象施設・事業

ア 給付対象施設・事業

保育所、認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業及び給付対象幼稚園

イ その他事業

横浜保育室、川崎認定保育園、年度限定保育事業及び私立幼稚園等預かり保育事業（給付対象施設）

(3) 対象児童数・金額（現在、継続して調査しています）

平成29年5月31日現在で特定しているもの

対象児童数 376人 金額 10,662,800円

※ 利用期間 最短1か月 ～ 最長18か月

※ 一人当たりの金額 1,200円 ～223,600円

※ 利用料を算定した児童のうち所得割の調整額のある児童（調査対象児童）数：875人

4 今後の対応

対象施設・事業を利用されている（されていた）児童の保護者様には、速やかに書面によりお詫びと振込による返金のご案内をします。また、電話でご連絡し、可能な限り直接お会いし、お詫びと返金をさせていただきます。

5 再発防止策

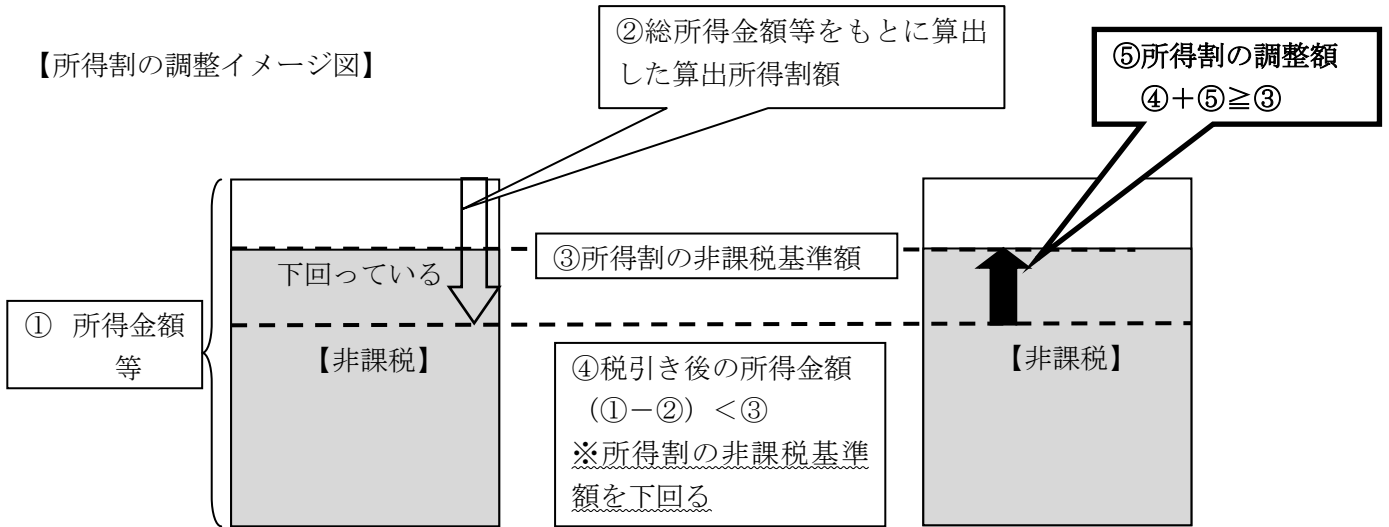
- (1) 市民に対する影響を第一に考え、発生する問題を最小限に留めることを最優先に取り組み事務を進めます。
- (2) 利用料関係事務の再点検のみならず、局内の徴収・収納業務及び支出業務のすべてについて、緊急相互点検を6月に実施します。

お問合せ先
こども青少年局保育・教育運営課 給付・支給認定担当課長 青木 正博 Tel 045-671-4463

所得割の調整について

税引き後の所得金額が所得割の非課税基準額を下回ることはないよう、経過措置で税額を減らす調整を行っている。

【所得割の調整イメージ図】



【所得割の調整額】

$$(\text{控除対象配偶者} + \text{扶養親族数} + 1) \times 35 \text{ 万円} + 32 \text{ 万円} - (\text{総所得金額等} - \text{算出所得割額})$$

【所得割の非課税基準額】

- ・ 扶養親族がない方 35 万円
- ・ 扶養親族がある方 35 万円 × (扶養親族数 + 1 人) + 32 万円

扶養親族数	所得割非課税
0 人	総所得等 350,000 円以下
1 人	総所得等 1,020,000 円以下
2 人	総所得等 1,370,000 円以下
3 人	総所得等 1,720,000 円以下

【事例】世帯：父、母（専業主婦）、子 2 人

①総所得金額等：173万円②算出所得割額：3万円③所得割の非課税基準額：172万円

④税引き後の所得金額：①－②＝170万円

⑤所得割の調整額：(控除対象配偶者＋扶養親族数(2)＋1) × 35万＋32万－(①－②)＝2万円

上記世帯における 2 人の子の内訳は、上の子は小学生、下の子 1 歳が保育所利用（平成28年 4 月～29年3月・標準時間）、所得割の調整額の対象年度H27のみとなっている。

これまでの利用料の算定は、②3万円により負担区分D 2（10,000円/月）として請求。

しかし、調整額を反映させないままの算定方法となっていたため、改めて利用料を再算定すると利用料の算出は②－⑤＝1万円により、負担区分D 1（8,200円/月）となる。

H27の利用料対象月はH28年 4 月～8 月の 5 か月のため、差額は10,000－8,200＝1,800 × 5 か月＝9,000円であり、**返金額は9,000円**となる。

市民税（所得割額）の算定について

実際の利用料の算定に用いる市民税所得割額は次の通りとなります。

(1) 利用料算定に用いる市民税所得割額の算定方法

$$\boxed{\text{市民税（所得割額）}} = \boxed{\text{課税標準額}} \times \text{市民税率（6\%）} -$$

税額控除
(内訳) ①調整控除 ⑨所得割の調整額

(2) 市民税所得割額の算定方法

$$\boxed{\text{市民税（所得割額）}} = \boxed{\text{課税標準額}} \times \text{市民税率（6\%）} -$$

税額控除
(内訳) ①調整控除 ②寄付金控除 ③外国税額控除 ④配当割額・株式等譲渡所得割控除 ⑤個人の市民税の配当控除 ⑥住宅借入金等特別税控除 ⑦寄付金税額控除における特例控除額の特例 ⑧東日本大震災に係る住宅借入金等特別税控除の適用期間等の特例 ⑨所得割の調整額